

行政データを活用した実態把握について

平成25(2013)年 8月

大阪市市民局人権室

行政データを活用した実態把握

(趣 旨)

大阪府において、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく旧同和対策事業対象地域（以下「対象地域」という。）を対象に調査し把握してきた人口構造、世帯数、生活保護受給世帯数などについて、行政が既に保有しているデータを活用して、平成13年大阪府同和対策審議会答申で示された課題がどのように推移しているのか等を把握するため、関係市町とともに調査を実施する。

(調査時期)

平成23年

(手 法)

福祉、教育等、様々な行政施策を実施する中で既に保有しているデータを活用して、大阪府へ提出した対象地域に係る数値の集計と市域全体の集計のデータを、平成12(2000)年に実施した実態把握の結果等と比較し分析する。

(実施項目)

人口構造(年齢階層別人口構造)

世帯の状況(世帯数、母子世帯・父子世帯・高齢者世帯・高齢単身者世帯の数)

住民税課税人口の状況(所得割課税人口、均等割課税人口、非課税人口)

生活保護受給世帯の状況(受給世帯数、世帯類型別・受給期間別受給世帯数)

障がい者手帳所持者の状況(身体障がい、知的障がい、精神障がい)

福祉医療助成受給者の状況(受給者数(老人医療、身体障がい者・知的障がい者医療、ひとり親家庭医療))

介護保険制度 要介護認定者の状況(要介護認定者数)

ホームヘルパー及びガイドヘルパー派遣世帯の状況(派遣世帯数)

認可保育所入所児童の状況(入所児童数)

乳幼児健診未受診児の状況(未受診児数)

1 人口構造

対象地域の人口が市域全体の人口に占める割合は男女計1.11%、男1.17%、女1.05%。

(平成12(2000)年調査では、対象地域の人口が市域全体に占める割合は男女計1.54%、男1.57%、女1.51%)

「65歳以上」の人口が総人口に占める割合は、対象地域では26.97%で、市域全体では22.32%。

今回調査 ・住民基本台帳・外国人登録原票から、平成23(2011)年9月末現在の状況を集計

	総人口			人口(15歳未満)			人口(15歳以上65歳未満)			人口(65歳以上)			外国人登録者数
	A(人)			B(人) B/A(%)			C(人) C/A(%)			D(人) D/A(%)			
	男	女		男	女		男	女		男	女		
(A) 対象地域	29,515	15,224	14,291	2,645	1,382	1,263	18,909	10,252	8,657	7,961	3,590	4,371	2,960
年齢別割合	-	-	-	8.96%	9.08%	8.84%	64.07%	67.34%	60.58%	26.97%	23.58%	30.58%	10.03%
(B) 市域全体	2,661,178	1,298,331	1,362,847	316,513	162,243	154,270	1,750,704	883,017	867,687	593,961	253,071	340,890	119,470
年齢別割合	-	-	-	11.89%	12.50%	11.32%	65.79%	68.01%	63.67%	22.32%	19.49%	25.01%	4.49%
市域全体に対象地域が占める割合	1.11%	1.17%	1.05%	0.84%	0.85%	0.82%	1.08%	1.16%	1.00%	1.34%	1.42%	1.28%	2.48%

(A) = 対象地域人口に占める対象地域の外国人登録者数の割合

(B) = 市域全体人口に占める市域全体の外国人登録者数の割合

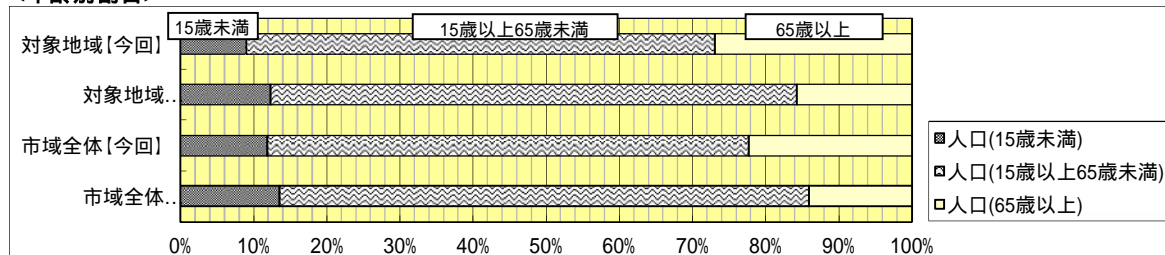
<参考>平成12(2000)年調査

	総人口			人口(15歳未満)			人口(15歳以上65歳未満)			人口(65歳以上)			外国人登録者数
	A(人) (%)			B(人) B/A(%)			C(人) C/A(%)			D(人) D/A(%)			
	男	女		男	女		男	女		男	女		
(C) 対象地域(除く処理をする前の数値)	40,002	20,056	19,946	4,930			28,773			6,299			3,283
年齢別割合	-	-	-	12.32%			71.93%			15.75%			-
(D) 市域全体(除く処理をする前の数値)	2,602,421	1,278,212	1,324,209	351,859			1,878,744			365,883			101,884
年齢別割合	-	-	-	13.52%			72.19%			14.06%			-
市域全体に対象地域が占める割合	1.54%	1.57%	1.51%	1.40%			1.53%			1.72%			3.22%

年齢別人口には、年齢不明者は含まれない。そのため各年齢別人口の計と総人口は一致しない。

地域	H12年調査からの増減数 ((A)-(C))	10,487	4,832	5,655	2,285		9,864			1,662			323
地域	H12年調査を100とした指数	74	76	72	54		66			126			90
市域	H12年調査からの増減数 ((B)-(D))	58,757	20,119	38,638	35,346		128,040			228,078			17,586
市域	H12年調査を100とした指数	102	102	103	90		93			162			117

<年齢別割合>



<参考>全国の人口構造との比較

(平成23(2011)年10月1日現在)

	全国		対象地域 (今回調査)		市域全体 (今回調査)	
	出典：総務省統計局「人口推計」					
	男女計人口	年齢別割合	男女計人口	年齢別割合	男女計人口	年齢別割合
総人口	127,799千人	-	29,515人	-	2,661,178人	-
0歳～14歳	16,705千人	13.07%	2,645人	8.96%	316,513人	11.89%
15歳～64歳	81,342千人	63.65%	18,909人	64.07%	1,750,704人	65.79%
65歳以上	29,752千人	23.28%	7,961人	26.97%	593,961人	22.32%
(うち65～74歳)	15,044千人	11.77%	4,269人	14.46%	313,035人	11.76%
(うち75歳以上)	14,708千人	11.51%	3,692人	12.51%	280,926人	10.56%

2 世帯の状況

対象地域の世帯総数が市域全体の世帯総数に占める割合は、1.29%（平成12(2000)年調査では1.72%）

平成12(2000)年調査と比較して、市域全体の世帯総数は18.65%増加しているものの、対象地域の世帯総数は11.17%減少している。

世帯総数に占める高齢者世帯の割合は、対象地域では36.23%、市域全体では32.83%。

世帯総数に占める母子世帯の割合は、対象地域では1.73%、市域全体では1.60%。

同じく父子世帯の割合は、対象地域では0.12%、市域全体では0.14%。

今回調査 ・ 国勢調査データから、平成22(2010)年10月1日現在の状況を集計

	世帯総数 A(世帯)	高齢者世帯		母子世帯 F(世帯) F/A(%)	父子世帯 G(世帯) G/A(%)
		B(世帯) B/A(%)	うち単身者世帯 C(世帯) C/A(%)		
対象地域	16,898	6,122 36.23%	3,436 20.33%	293 1.73%	21 0.12%
市域全体	1,311,523	430,548 32.83%	176,922 13.49%	20,950 1.60%	1,837 0.14%
市域全体に対象地域が占める割合	1.29%	1.42%	1.94%	1.40%	1.14%

世帯類型は、次の分類による。

「高齢者世帯」は、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

「母子世帯」は、死別、離別、その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯をいう。

「父子世帯」は、死別、離別、その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯をいう。

【国民生活基礎調査（厚生労働省）の用語の定義】

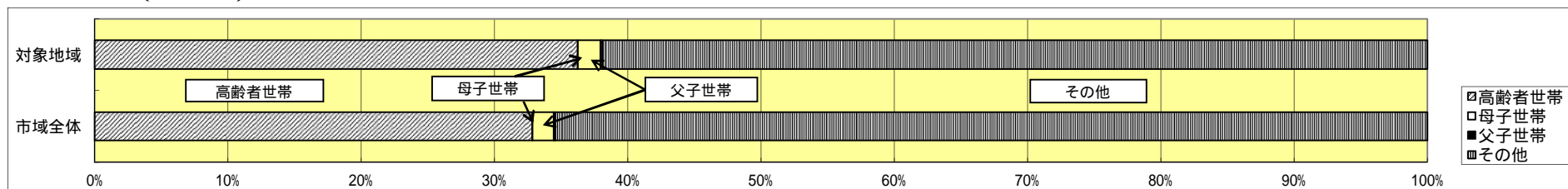
<参考>平成12(2000)年調査

	世帯総数 (世帯)
対象地域	19,022
市域全体	1,105,351
市域全体に対象地域が占める割合	1.72%

地 域	H12年調査からの増減数(今回調査-H12調査)	2,124
	H12年調査を100とした指数	89
市 域	H12年調査からの増減数(今回調査-H12調査)	206,172
	H12年調査を100とした指数	119

<高齢者世帯、母子世帯、父子世帯の区分については、平成12(2000)年調査ではデータなし>

<世帯類型別割合(今回調査)>



<参考>全国の世帯類型との比較

	全国 出典：平成23年 国民生活基礎調査		対象地域 (今回調査)		市域全体 (今回調査)	
	世帯数	世帯類型別割合	世帯数	世帯類型別割合	世帯数	世帯類型別割合
世帯総数	46,684千世帯	-	16,898世帯	-	1,311,523世帯	-
高齢者世帯	9,581千世帯	20.52%	6,122世帯	36.23%	430,548世帯	32.83%
(うち単身者世帯)	4,697千世帯	10.06%	3,436世帯	20.33%	176,922世帯	13.49%
母子世帯	759千世帯	1.63%	293世帯	1.73%	20,950世帯	1.60%
父子世帯	96千世帯	0.21%	21世帯	0.12%	1,837世帯	0.14%

3 住民税課税人口の状況

今回調査 ・平成22(2010)年4月1日の住民税の課税状況を集計

	住民税所得 割課税人口	住民税均等 割課税人口	住民税非課 税人口
	A(人)	B(人)	C(人)
	A/人口(%)	B/人口(%)	C/人口(%)
対象地域	8,583	9,096	20,776
総人口(対象地域)に占める割合	29.1%	30.8%	70.4%
市域全体	1,059,620	1,117,085	1,557,048
総人口(市域全体)に占める割合	39.8%	42.0%	58.5%

「住民税非課税人口」は、平成22(2010)年度の住民税が課税されていない者(減免により住民税の税額がなくなった者は含めない)。

住民税について

納税者：

所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」と、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」があり、毎年1月1日の現況によって次の人が納めます。

納める人	納める税額
その市町村内に住所がある個人	均等割額 所得割額
その市町村内に居住していないが、事務所、事業所又は家屋敷がある個人	均等割額

ただし、次の人は非課税となります。

均等割及び所得割が非課税となる人	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の規定により生活扶助を受けている人 前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫 (退職所得等の分離課税に係る所得割を除く)
均等割が非課税となる人	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村の条例で定める一定の合計所得金額以下の人 (非課税となる金額は、市町村によって異なります。)
所得割が非課税となる人	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が [35万円×(本人、控除対象配偶者、扶養親族の合計人数)+32万円]で求められる金額以下の人 ただし、控除対象配偶者及び扶養親族がいない人は、前年の合計所得金額が35万円以下の人

4 生活保護受給世帯の状況

生活保護受給世帯率は対象地域では24.65%、市域全体では8.67%。

(平成12(2000)年調査「生活保護受給世帯率は対象地域では18.05%、市域全体では4.49%。」)

生活保護受給世帯数は、平成12(2000)年調査から比べると対象地域が21.32%増、市域全体が129.08%増となっており、市域全体の増加率が高い。受給期間別では、「5～10年未満」「10年以上」の合計が受給世帯総数に占める割合は対象地域では58.83%となり、半数を超える。

今回調査 ・平成24(2012)年2月末日現在の対象世帯を集計

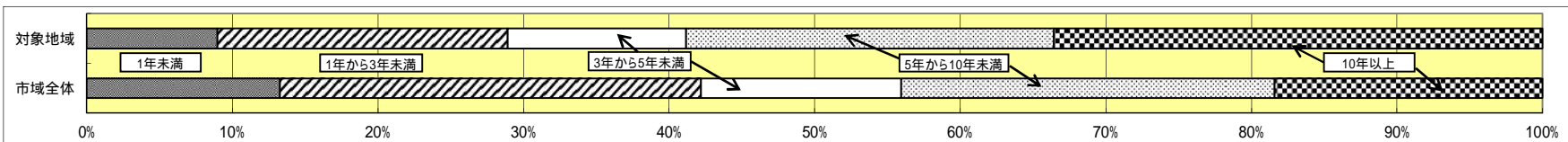
	受給総世帯 A(世帯) A/世帯総数(%)	世帯類型別					受給期間別				
		高齢者世帯 B(世帯) B/世帯総数(%) B/A(%)	母子世帯 C(世帯) C/世帯総数(%) C/A(%)	障がい者世帯 D(世帯) D/世帯総数(%) D/A(%)	傷病者世帯 E(世帯) E/世帯総数(%) E/A(%)	その他の世帯 F(世帯) F/世帯総数(%) F/A(%)	1年未満 G(世帯) G/世帯総数(%) G/A(%)	1～3年未満 H(世帯) H/世帯総数(%) H/A(%)	3～5年未満 I(世帯) I/世帯総数(%) I/A(%)	5～10年未満 J(世帯) J/世帯総数(%) J/A(%)	10年以上 K(世帯) K/世帯総数(%) K/A(%)
		対象地域	4,165	2,089	252	519	682	623	374	831	510
生活保護受給世帯率	24.65%	12.36%	1.49%	3.07%	4.04%	3.69%	2.21%	4.92%	3.02%	6.23%	8.27%
世帯類型別割合	-	50.16%	6.05%	12.46%	16.37%	14.96%	-	-	-	-	-
受給期間別割合	-	-	-	-	-	-	8.98%	19.95%	12.24%	25.26%	33.57%
市域全体	113,649	51,998	8,079	14,055	16,285	23,232	15,070	32,877	15,615	29,157	20,930
生活保護受給世帯率	8.67%	3.97%	0.62%	1.07%	1.24%	1.77%	1.15%	2.51%	1.19%	2.22%	1.60%
世帯類型別割合	-	45.75%	7.11%	12.37%	14.33%	20.44%	-	-	-	-	-
受給期間別割合	-	-	-	-	-	-	13.26%	28.93%	13.74%	25.65%	18.42%

<参考>平成12(2000)年調査 (参照)

	受給総世帯 A(世帯) A/世帯総数(%)	世帯類型別					受給期間別				
		高齢者世帯 B(世帯) B/世帯総数(%) B/A(%)	母子世帯 C(世帯) C/世帯総数(%) C/A(%)	障がい者世帯 D(世帯) D/世帯総数(%) D/A(%)	傷病者世帯 E(世帯) E/世帯総数(%) E/A(%)	その他の世帯 F(世帯) F/世帯総数(%) F/A(%)	1年未満 G(世帯) G/世帯総数(%) G/A(%)	1～3年未満 H(世帯) H/世帯総数(%) H/A(%)	3～5年未満 I(世帯) I/世帯総数(%) I/A(%)	5～10年未満 J(世帯) J/世帯総数(%) J/A(%)	10年以上 K(世帯) K/世帯総数(%) K/A(%)
		対象地域	3,433	2,072	192	244	688	237	477	773	469
生活保護受給世帯率	18.05%	10.89%	1.01%	1.28%	3.62%	1.25%	2.51%	4.06%	2.47%	3.46%	5.55%
世帯類型別割合	-	60.36%	5.59%	7.11%	20.04%	6.90%	-	-	-	-	-
受給期間別割合	-	-	-	-	-	-	13.89%	22.52%	13.66%	19.20%	30.73%
市域全体	49,612	25,478	3,355	4,192	13,638	2,949	11,674	12,406	6,620	8,832	10,080
生活保護受給世帯率	4.49%	2.30%	0.30%	0.38%	1.23%	0.27%	1.06%	1.12%	0.60%	0.80%	0.91%
世帯類型別割合	-	51.36%	6.76%	8.45%	27.49%	5.94%	-	-	-	-	-
受給期間別割合	-	-	-	-	-	-	23.53%	25.01%	13.34%	17.80%	20.32%

対象地域	増減数(今回調査-H12調査)	732	17	60	275	6	386	103	58	41	393	343
H12年調査を100とした指数		121.32	100.82	131.25	212.70	99.13	262.87	78.41	107.50	108.74	159.64	132.51
市域全体	増減数(今回調査-H12調査)	64,037	26,520	4,724	9,863	2,647	20,283	3,396	20,471	8,995	20,325	10,850
H12年調査を100とした指数		229.08	204.09	240.80	335.28	119.41	787.79	129.09	265.01	235.88	330.13	207.64

<受給期間別割合>



5 障がい者手帳所持者の状況（身体障がい、知的障がい、精神障がい）

<身体障がい>

身体障がい者手帳所持者数が総人口に占める割合は、対象地域では10.34%、市域全体では5.62%。

今回調査 ・平成24(2012)年2月末日現在の対象者数を集計

(1) 身体障がい者(児) (身体障がい者手帳の所持者数)

	総数 A(人) A/人口(%)	障がい種別					年齢別		
		視覚 B(人) B/人口(%)	聴覚等() C(人) C/人口(%)	肢体 D(人) D/人口(%)	内部 E(人) E/人口(%)	18歳未満 F(人) F/年齢別人口(%) ()	18～64歳 G(人) G/年齢別人口(%) ()	65歳以上 H(人) H/年齢別人口(%) ()	
		対象地域	3,051	237	351	1,859	604	25	878
総・年齢別人口(対象地域)に占める割合 ()	10.34%	0.80%	1.19%	6.30%	2.05%	0.08%	2.98%	7.28%	
市域全体	149,521	10,088	15,593	89,551	34,289	2,555	45,949	101,017	
総・年齢別人口(市域全体)に占める割合 ()	5.62%	0.38%	0.59%	3.36%	1.29%	0.09%	1.73%	3.80%	

「聴覚等」は聴覚、平衡、音声、そしゃくの障がい

「総数」「障がい種別」の各割合は、総人口(対象地域)に占める割合。

「年齢別」の各割合は、欄外 記載のとりの年齢別人口(対象地域)に占める割合。

「総数」「障がい種別」の各割合は、総人口(市域全体)に占める割合。

「年齢別」の各割合は、欄外 記載のとりの年齢別人口(市域全体)に占める割合。

「人口構造」で得たデータを年齢別人口に占める割合算出の母数として活用するため、その活用方法は下記のとおりとした。

- (1) 「18歳未満」の年齢別人口に占める割合の母数 = 20歳未満の人口、(2) 「18歳～64歳」の年齢別人口に占める割合の母数 = 20歳以上65歳未満の人口 (3) 65歳以上は同じ定義となる。

<知的障がい>

療育手帳所持者数が総人口に占める割合は、対象地域では1.38%で、市域全体では0.68%。

(2) 知的障がい者(児) (療育手帳の所持者数)

	総数 A(人) A/人口(%)	年齢別			
		18歳未満 B(人) B/年齢別人口(%) ()	18～64歳 C(人) C/年齢別人口(%) ()	65歳以上 D(人) D/年齢別人口(%) ()	
		対象地域	407	101	291
総・年齢別人口(対象地域)に占める割合 ()	1.38%	0.34%	0.99%	0.05%	
市域全体	18,127	6,034	11,469	624	
総・年齢別人口(市域全体)に占める割合 ()	0.68%	0.23%	0.43%	0.02%	

「総数」の割合は、総人口(対象地域)に占める割合。

「年齢別」の各割合は、欄外 記載のとりの年齢別人口(対象地域)に占める割合。

「総数」の割合は、総人口(市域全体)に占める割合。

「年齢別」の各割合は、欄外 記載のとりの年齢別人口(市域全体)に占める割合。

「人口構造」で得たデータを年齢別人口に占める割合算出の母数として活用するため、その活用方法は下記のとおりとした。

- (1) 「18歳未満」の年齢別人口に占める割合の母数 = 20歳未満の人口、(2) 「18歳～64歳」の年齢別人口に占める割合の母数 = 20歳以上65歳未満の人口 (3) 65歳以上は同じ定義となる。

<精神障がい>

精神障がい者保健福祉手帳所持者数が総人口に占める割合は、対象地域では1.88%、市域全体では0.95%。

(3) 精神障がい者 (精神障がい者保健福祉手帳の所持者数)

	総数 A(人) A/人口(%)	年齢別			
		18歳未満 B(人) B/年齢別人口(%) ()	18～64歳 C(人) C/年齢別人口(%) ()	65歳以上 D(人) D/年齢別人口(%) ()	
		対象地域	556	7	425
総・年齢別人口(対象地域)に占める割合	1.88%	0.02%	1.44%	0.42%	
市域全体	25,297	432	20,286	4,579	
総・年齢別人口(市域全体)に占める割合	0.95%	0.02%	0.76%	0.17%	

「総数」の割合は、総人口(対象地域)に占める割合。

「年齢別」の各割合は、欄外 記載のとりの年齢別人口(対象地域)に占める割合。

「総数」の割合は、総人口(市域全体)に占める割合。

「年齢別」の各割合は、欄外 記載のとりの年齢別人口(市域全体)に占める割合。

「人口構造」で得たデータを年齢別人口に占める割合算出の母数として活用するため、その活用方法は下記のとおりとした。

- (1) 「18歳未満」の年齢別人口に占める割合の母数 = 20歳未満の人口、(2) 「18歳～64歳」の年齢別人口に占める割合の母数 = 20歳以上65歳未満の人口 (3) 65歳以上は同じ定義となる。

<参考>平成12(2000)年調査

	身体障がい者								知的障がい者 I(人) I/人口(人)	
	総数 A(人) A/人口(%)	障がい種別					年齢別			
		視覚 B(人) B/人口(%)	聴覚等 C(人) C/人口(%)	肢体 D(人) D/人口(%)	内部 E(人) E/人口(%)	18歳未満 F(人)	18～64歳 G(人)	65歳以上 H(人)		
対象地域	2,063	219	237	1,152	455				260	
総人口(対象地域)に占める割合	5.16%	0.55%	0.59%	2.88%	1.14%				0.65%	
市域全体	87,114	9,245	10,020	48,649	19,200				11,027	
総人口(市域全体)に占める割合	3.35%	0.36%	0.39%	1.87%	0.74%				0.42%	

年齢区分別はデータなし

精神障がい者はデータなし

障がい者手帳制度について

(1) 身体障がい者手帳

身体障害者福祉法に基づき、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部障害(心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能及び肝臓機能)に障がいのある人に交付されます。

手帳には、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。

(2) 療育手帳

知的障がいのある人への一貫した相談・支援を行うとともに、様々なサービスを受けやすくするための制度です。

18歳以上の方は、「はーとふるぶらざ」(大阪市では大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター知的障がい担当)、

18歳未満の方は、大阪市子ども相談センターにおいて知的障がいと判定された人に対して大阪市長が交付します。

手帳には障がいの程度が記載されます。大阪市では重度、中度、軽度に区分しており、それぞれ「A」(重度)、「B1」(中度)、「B2」(軽度)と表記しています。

障がいの程度は変わることがあるため、次の判定年月を設定し、その時期がくれば、更新の手続きをとっていただくことになっています。

(3) 精神障がい者保健福祉手帳

手帳には、障がいの程度により重いものから順に1級から3級までの区分があります。

手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。また、医師の診断書により取得した手帳であれば、自立支援医療費(精神通院)の支給認定を受けることができる場合があります。

6 福祉医療助成受給者の状況

今回調査 ・平成24(2012)年2月末日現在の対象者数を集計

	老人医療	身体障がい者・知的障がい者医療	ひとり親家庭医療
	府制度 (人)	府制度 (人)	府制度 (人)
対象地域	468	266	801
市域全体	33,291	19,722	63,714

現行の大阪市の福祉医療助成制度（平成23年度現在）

制度の概要

	制度名	対象者	自己負担額
1	老人医療 (一部負担金等一部助成)	65歳以上で ・身体障がい者及び知的障がい者医療費助成の対象者 ・ひとり親家庭医療費助成の対象者 ・特定疾患対象者 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核にかかる医療を受けている者 ・障がい者自立支援法に基づく精神通院医療を受けている者	1 医療機関あたり、 入通院1日につき各500円 (月2日限度)
2	重度障がい者医療 (身体障がい者及び知的障がい者医療)	・1級・2級の身体障がい者手帳所持者(児) ・重度の知的障がい者(児) ・中度の知的障がい者(児)で身体障がい者手帳所持者(児)	1ヶ月あたり 2,500円を 超える額を償還
3	ひとり親家庭医療	・18歳に到達した年度末日までの子 ・上記の子を監護する父又は母 ・上記の子を養育する養育者 (「母子家庭の母と子」「父子家庭の父と子」「両親のいない子とその養育者」が対象)	
4	乳幼児医療	・中学校修了までのこどもの入院 ・就学前児童の通院	

事業主体 市町村 (補助率 府補助 1/2 市町村負担 1/2)

所得制限限度額がそれぞれの制度について定められている。

老人医療の国制度については、平成20(2008)年4月の「高齢者の医療の確保に関する法律」施行により、75歳以上を対象とした新たな医療制度が創設されたため、今回調査では項目を除いた。

平成12(2000)年調査時点の各制度については、その後の制度改正により今回調査時点の各制度と対象者が異なる。そのため平成12(2000)年調査結果の掲載を省いた。

7 介護保険制度 要介護認定者の状況

要介護認定者の総人口に占める割合は、対象地域では8.27%、市域全体では5.13%。

今回調査 ・平成23(2011)年11月末日現在の対象者数を集計

	要介護認定者総数			うち第1号被保険者数			うち第2号被保険者数		
	A(人)		A/人口(%)	B(人)		B/人口(%)	C(人)		C/人口(%)
	男	女		男	女		男	女	
対象地域	2,441	869	1,572	2,335	805	1,530	106	64	42
人口(対象地域)における割合	8.27%	5.71%	11.00%	7.91%	5.29%	10.71%	0.36%	0.42%	0.29%
65歳以上人口(対象地域)に占める割合				29.33%	22.42%	35.00%			
市域全体	136,443	44,135	92,308	130,972	41,000	89,972	5,471	3,135	2,336
人口(市域全体)における割合	5.13%	3.40%	6.77%	4.92%	3.16%	6.60%	0.21%	0.24%	0.17%
65歳以上人口(市域全体)に占める割合				22.05%	16.20%	26.39%			

平成12(2000)年調査でこの項目なし

介護保険制度について

被保険者は、年齢により2種類に分けられます。また、介護サービスを利用できる方は次のとおりです。

- (1) 65歳以上の方(第1号被保険者)
寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態の方。(要介護者)
家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態の方。(要支援者)
- (2) 40歳から64歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)
老化が原因とされる16種類の病気により、介護や支援が必要となった方
(がん、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症)
医師が一般に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

介護保険のサービスを利用する場合は、大阪市認定事務センターに要介護(要支援)認定の申請を行い、要介護(要支援)認定を受けます。認定を受けた後、介護支援専門員(ケアマネジャー)等が作成したケアプランに基づき、サービスを利用します。要介護(要支援)状態に該当しない方は、地域支援事業(介護予防事業)を利用できます。

8 ホームヘルパー及びガイドヘルパー派遣世帯の状況

今回調査 ・介護保険制度（訪問介護）＝平成23(2011)年9月末日現在の利用者数（10月審査分）を集計
 ・「障がい者(児)」＝平成24(2012)年2月末日現在の対象世帯数を集計

	介護保険制度 (訪問介護) (人)	障がい者(児)	
		ホームヘルパー (世帯)	ガイドヘルパー (世帯)
対象地域	1,239	313	213
市域全体	60,233	10,390	8,021

介護保険制度
 平成12(2000)年4月から介護保険制度が導入されたため、平成12(2000)年調査時点と介護保険制度挿入後の平成17(2005)年調査及び今回調査の各時点とは制度が異なる。
 なお、介護保険制度における居宅サービスとしての訪問介護（ホームヘルプ）とは、訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、食事・入浴・排せつ等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行うもの。

障がい者(児)ホームヘルプ・ガイドヘルプ事業
 平成15(2003)年度から、それまで行政が行政処分として障がい者サービスを決定してきた「措置制度」が改められ、障がい者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者との契約に基づきサービスを利用する「支援費制度」が導入された。
 さらに、平成18年4月から障害者自立支援法が施行され（ ）、サービスを利用しようとする者は市町村へ申請手続きを行い、障がい程度区分の認定(介護給付を受けようとする場合のみ)、支給決定を受けた上で、指定事業者・施設等と契約を行うこととなった。
 () 同法施行により「障がいの種別に関わらずサービスの仕組みを一元化し施設・事業を再編」「障がいのある方々に身近な市町村が責任をもって一元的にサービス提供」等が図られた。

ホームヘルパーは障害者自立支援法に基づく居宅介護事業に従事する者で、居宅介護（介護給付に該当）では、自宅入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
 ガイドヘルパーは障害者自立支援法に基づく移動支援事業に従事する者で、全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対する外出時における移動支援を行う。（なお移動支援は介護給付には該当せず、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定できる地域生活支援事業として位置づけられている。）

（なお、今回調査は平成23(2011)年3月31日時点の利用世帯を調査対象としており、ガイドヘルパーには視覚障がい者に対する外出時の移動支援を行う者を含んでいるが、法改正によりH23.10月からは視覚障がい者の外出時における移動支援として、必要な身体介護等を含めた「同行援護」が行えることとなった（そのため同行援護を行うガイドヘルパー（同行援護従業者）と従来の移動支援従業者は資格要件が異なる。なお同行援護は介護給付に位置づけられる。））

以上のとおり、障がい者(児)ホームヘルプ・ガイドヘルプ事業は、平成12(2000)年調査、平成17(2005)年調査、今回調査では制度が異なっていることに留意する必要がある。

9 認可保育所入所児童の状況

対象地域内にある認可保育所において、全入所児童に占める対象地域児童の割合は、32.88%

今回調査 ・平成23(2011)年4月1日の認可保育所入所児童数等を集計

	認可保育所数	定員 (人)	全入所児童数 A(人)		うち対象地域児童数 B(人) B/A(%)			
			男	女	男	女		
対象地域	19	2,426	1,615	806	809	531	270	261
全入所児童数に占める対象地域児童数割合			-	-	-	32.88%	33.50%	32.26%
市域全体	384	44,085	44,872	23,352	21,520	651	334	317
全入所児童数に占める対象地域児童数割合			-	-	-	1.45%	1.43%	1.47%

平成12(2000)年調査でこの項目なし

10 乳幼児健診未受診児の状況

対象地域における未受診率計は市域全体と比べ、いずれの健診でも高いポイントとなった。

今回調査 ・平成22(2010)年4月1日の乳幼児健診対象児及び未受診児を集計

	全対象児数								
	3か月健診			1歳6か月健診			3歳健診		
	男	女		男	女		男	女	
対象地域	165	76	89	182	88	94	171	89	82
市域全体	24,356	12,457	11,899	22,779	11,738	11,041	21,562	11,139	10,423
	未受診児数								
	3か月健診			1歳6か月健診			3歳健診		
	男	女		男	女		男	女	
対象地域	18	10	8	32	19	13	51	26	25
未受診率	10.91%	13.16%	8.99%	17.58%	21.59%	13.83%	29.82%	29.21%	30.49%
市域全体	2,295	1,215	1,080	2,366	1,276	1,090	3,757	1,929	1,828
未受診率	9.42%	9.75%	9.08%	10.39%	10.87%	9.87%	17.42%	17.32%	17.54%

平成12(2000)年調査でこの項目なし